

災害時における物資の供給協力に関する協定書

向日市内に大地震、暴風雨等による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に対処するため、向日市（以下「甲」という。）と向日市商工会（以下「乙」という。）は、別表に掲げる供給要請物資（以下「物資」という。）の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協力の要請）

第1条 甲は、向日市に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し物資の供給協力を要請することができる。

（供給協力の実施）

第2条 乙は、前条の規定により甲から供給協力の要請を受けたときは、物資の優先的供給及び運搬の協力を積極的に努めるものとする。

（要請の手続）

第3条 甲は、乙に対し、物資の供給協力の要請をしようとするときは、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請に関する事項の連絡の確実及び円滑を図るため、次のとおり連絡責任者を置く。

甲 向日市市民部環境対策課長

乙 向日市商工会事務局長

（価格の決定）

第5条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引き渡しまでの運賃を含む。）を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

（物資の引渡）

第6条 物資の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資の品目、数量等を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（代金の支払い）

第7条 甲は、乙から供給を受けた物資の代金を、乙の請求に基づき支払うものとする。

（供給可能数量の報告）

第8条 乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の物資の供給可能数量を別紙「物資供給可能数量報告書」により甲に報告するものとする。

（協 議）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定める。

（有効期限）

第10条 この協定は、平成8年2月23日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成10年11月 2日

甲 向日市長 ㊟

乙 向日市商工会会長 ㊟

(別 表) 供給要請物資一覧表

主 食	米、粉乳、パン
副 食	漬物、梅干、つくだに、缶詰
その他食料	弁当、インスタント食品、ペットボトル入り水・茶
衣 料 等	毛布、テント、シャツ、下着類、作業衣、タオル、軍手、靴下
日 用 品 等	雨具、紙おむつ、生理用品、石けん、飲料水用ポリタンク、洗剤、ちり紙、なべ・はんごう、やかん、皿、茶わん、はし、スプーン、ほ乳びん、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池各種、運動靴、家庭用医薬品セット
燃 料 等	カセットコンロ、カセットボンベ、炭、七輪

(別 紙)

物資供給可能数量報告書

(平成 年 月 日現在)

災害時における物資の供給協力に関する協定書により、当（社、店、組合）の物資供給可能数量を下記のとおり報告します。

平成 年 月 日

向日市長

様

所在地
名称
代表者
電話番号

記

品名	数量	参考事項

- (注) 1. 品名については、別表の物資のうち、取扱品名を記入する。
2. 数量には、単位を付する。なお、単位は供給要請時の単位とする。
3. 物資が多数であるときは概数でさしつかえない。
4. 参考事項には、供給に必要な時間や日数、単位の説明、その他供給上参考となる事項を記入する。
5. 弁当等の保存できない物資は、1日当たりの供給可能数量とし、その旨を参考事項に記入する。